内閣衆質一八七第一七号

平成二十六年十月二十一日

衆

議

院議長

伊

吹

文

明 殿

> 内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員中根康浩君提出「命の教育」 に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出「命の教育」 に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、 様々な要因が考えられることから、 一概にお答えすることは困難である。

二について

文部科学省においては、 御指摘の「命を大切にする教育」として、道徳教育の教材の作成及び配布、各

関する調査研究等に取り組んできたところであり、各学校においても、これらの取組を踏まえ、 地方公共団体が実施する地域の特色を踏まえた道徳教育の取組への支援、 児童生徒の自殺予防の在り方に 生命 の 尊

さを理解しかけがえのない自他の生命を尊重すること等に関する指導の充実が図られているものと認識し

ている。

三及び四について

文部科学省としては、小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)及び中学校学習指

導要領 (平成二十年文部科学省告示第二十八号)において、自他の生命を尊重すること等について規定し

ており、 小学校学習指導要領の解説においては「人間の誕生の喜びや死の重さ、 生きることの尊さ、共に

_.

手掛かりに考えさせること」等を、それぞれ記述している。あわせて、平成二十六年四月より同省が児童 が今ここにいることの不思議、 生徒に配布している道徳教育の教材である「私たちの道徳」において、自他の生命の尊重等に関する内容 生きることの素晴らしさなどを考えること」等を、中学校学習指導要領の解説においては 生命にいつか終わりがあること、生命はずっとつながっていることなどを 「例えば、

五について

を重視して扱っているところである。

であり、御指摘は当たらないものと考えている。 いて考えさせる教育を、これらの学校において、 る学校においては、 教育基本法 (平成十八年法律第百二十号) 第十五条第二項の規定により、 特定の宗教のための宗教教育を行うことはできないが、 特定の宗教に基づかない教育として実施することは可能 命を大切にすることや死につ 国及び地方公共団体が設置す